

菊川市議会災害対策会議設置要綱

制定 令和2年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊川市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、菊川市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置された場合、これに協力し、連携した対応を行うため、必要があると認めるときは議会災害対策会議を設置することができる。

2 議長は、議会災害対策会議を設置した場合は、全議員及び市長に通知するものとする。

(組織)

第3条 議会災害対策会議は、正副議長、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をもって組織する。

2 議長は、議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

4 議長及び副議長に事故あるときは、議会運営委員長そのほか議長があらかじめ指名する者が議長の職務を代理する。

5 議会運営委員長及び常任委員長に事故あるときは、それぞれの委員会から1名代理を選出するものとする。

6 議長は、必要と認める場合、その他議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否等の確認を行うこと。

(2) 市災害対策本部からの情報を議員に提供すること。

(3) 市災害対策本部に対し、提言等を行うこと。

(4) 議員が把握した情報を収集・整理し、市災害対策本部へ提供すること。

(5) 国・県・関係機関等に対する要望事項の調整を行うこと。

(6) その他、議長が必要と認めること。

(議会災害対策会議の廃止)

第5条 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の対策措置が講じられていると認めるときは、議会災害対策会議を廃止する。

(1) 市本部が廃止されたとき。

(2) 前号のほか、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

(庶務)

第6条 議会事務局は、議長の命を受け、議会災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議会災害対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。